

# 西脇市・黒田庄町合併協議会

## 第13回会議資料

日時：平成16年11月5日（金） 午後6時30分～  
場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

## 第13回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年11月5日(金)  
午後6時30分から  
ところ 黒田庄町中央公民館 大ホール

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名

- 3 議事

協議事項

協議第54号の2 新市建設計画について(継続協議)

協議第55号 合併協定項目に係る調整内容の変更・修正について

協議第56号 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算(第1号)について

- 4 その他

住民説明会について

資料1

第14回合併協議会日程

11月25日(木) 午後1時～ 西脇市立音楽ホール

合併協定調印式について

資料2

# 協 議 事 項

協議第54号の2	新市建設計画について（継続）	P 1
協議第55号	合併協定項目に係る調整内容の変更・修正について	P 2 ~ P 4
協議第56号	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号） について	P 5 ~ P 12

協議第54号の2

新市建設計画について（継続協議）

新市建設計画を次のように定める。

平成16年9月6日

平成16年11月5日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市まちづくり計画」に定めると  
おりとする。

平成 年 月 日確認

協議第55号

合併協定項目に係る調整内容の変更・修正について

合併協定項目に係る調整内容の変更・修正については、次のとおりとする。

平成16年11月5日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

合併協定項目に係る調整内容の変更・修正

確認済みの合併協定項目について、以下の区分により別紙「合併協定項目に係る調整内容の変更・修正一覧表」のとおり変更・修正を行う。

合併期日の変更に伴い、調整内容を変更する必要性が生じたもの  
調整内容の記述表現統一のため修正する必要性が生じたもの

平成16年 月 日確認

合併協定項目に係る調整内容の変更・修正一覧表

1 内容変更

番号	協定項目	協議番号 確認年月日	確認済みの調整内容	変更後の調整内容	備考
22-4	各種事業（納税関係事業）の取扱い	協議第24号 16.3.19	納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。_____ 略	納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 <u>ただし、合併年度は現行のとおりとする。</u> 略	内容変更
22-10	各種事業（保育事業）の取扱い	協議第34号 16.5.26	略 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。_____ 略	略 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 <u>ただし、合併年度は現行のとおりとする。</u> 略	内容変更
22-13	各種事業（農林水産関係事業）の取扱い	協議第52号 16.9.6	ア・イ 略 ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、 新市発足時に再編する。_____ エ~キ 略 略 ア 略 イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。_____ ア 略 イ 土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。_____ 略	ア・イ 略 ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、 新市発足時に再編する。 <u>ただし、合併年度は現行のとおりとする。</u> エ~キ 略 略 ア 略 イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 <u>ただし、継続事業については現行のとおりとする。</u> ア 略 イ 土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。 <u>ただし、新市発足時に施工中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</u> 略	内容変更

2 表現修正

9	一般職の職員の身分の取扱い	協議第11号 16.1.20	両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 略 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、 <u>合併時</u> に統一する。 略	両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 略 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、 <u>新市発足時</u> に統一する。 略	表現修正
11	条例・規則等の取扱い	協議第12号 16.1.20	協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。 略 <u>合併後</u> 、 <u>        </u> 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの <u>合併後</u> 、 <u>        </u> 逐次制定し、施行させることとするもの	協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。 略 <u>新市において</u> 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの <u>新市において</u> 逐次制定し、施行させることとするもの	表現修正
14	使用料・手数料等の取扱い	協議第20号 16.2.19	略 手数料については、住民の一体性の確保を図るため <u>合併時</u> に統一する。 道路占用料については、 <u>合併時</u> に西脇市の例により統合する。	略 手数料については、住民の一体性の確保を図るため <u>新市発足時</u> に統一する。 道路占用料については、 <u>新市発足時</u> に西脇市の例により統合する。	表現修正
19	国民健康保険事業の取扱い	協議第21号 16.2.19	略 保険税率については、 <u>合併後</u> <u>        </u> 新たな税率を定める。ただし、～略～。 略 略	略 保険税率については、 <u>新市において</u> 新たな税率を定める。ただし、～略～。 略 略	表現修正
20	介護保険事業の取扱い	協議第22号 16.2.19	略 略 保険料の減免措置については、 <u>合併時</u> に再編する。	略 略 保険料の減免措置については、 <u>新市発足時</u> に再編する。	表現修正
22-1	各種事業（都市交流事業）の取扱い	協議第15号 16.1.20	姉妹都市・友好都市については、 <u>合併後</u> <u>        </u> も交流を継続する。	姉妹都市・友好都市については、 <u>新市において</u> も交流を継続する。	表現修正

協議第56号

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）  
について

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）を別紙  
のとおり定めたので、西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第4条第  
2項の規定により、承認を求める。

平成16年11月5日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭



平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）について

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13,418千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年11月5日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	1 繰越金	1	1,815	1,816
歳入合計		11,603	1,815	13,418

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	1 総務管理費	4,426	32	4,394
	2 事業推進費	6,827	1,847	8,674
歳出合計		11,603	1,815	13,418

**平成16年度**

**西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）説明書**

歳入歳出予算補正（第1号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	1	1,815	1,816
歳入合計	11,603	1,815	13,418

（歳出）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	その他	一般財源
1 総務費	11,253	1,815	13,068	0	0	1,815
歳出合計	11,603	1,815	13,418	0	0	1,815

2 歳 入

第 2 款 繰 越 金

第 1 項 繰 越 金

( 単 位 千 円 )

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 前年度 繰越金	1	1,815	1,816	1 前年度 繰越金	1,815	前年度繰越金
計	1	1,815	1,816			

3 歳 出

第 1 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

( 単 位 千 円 )

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				国庫支出金	その他	一般財源	区 分	金 額	
1 事務局費	4,426	32	4,394	0	0	32	9 旅 費	23	出張旅費
							11 需 用 費	5	消耗品費
							13 委 託 料	10	調印式看板作成委託料
							14 使用料及び 賃 借 料	40	調印式会場借上料
計	4,426	32	4,394	0	0	32			

第2項 事業推進費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国庫支出金	その他	一般財源	区分	金額		
1 協議会費	2,991	791	3,782	0	0	791	1 報酬	366	協議会委員報酬等	
							8 報償費	30	調印式演奏者謝礼	
							11 需用費	108	食糧費	5
									消耗品費	20
									印刷製本費	83
							12 役務費	40	調印式案内状郵送料	30
白布クリーニング	10									
13 委託料	35	調印式横断幕作成委託料								
14 使用料及び 賃借料	212	調印式会場借上料	67							
		調印式備品使用料	25							
		調印式駐車場使用料	120							
3 広報費	2,376	1,056	3,432	0	0	1,056	11 需用費	1,056	印刷製本費(まちづくり計画等)	
計	6,827	1,847	8,674	0	0	1,847				